

柔道整復師養成施設自己点検表

自己点検		判定	確認書類								
3	<p>教員等に関する事項</p> <p>(1) 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、柔道整復師の教育又は養成に相当であると認められる者であるか。(指定規則第2条第4号)</p> <p>○「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えない。(指導要領5(1))</p> <p>○「柔道整復師の教育又は養成に相当であると認められる者」として、以下のすべてに該当する者であるか。(指導要領5(1))</p> <p>ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。</p> <p>イ 禁固以上の刑に処せられたことのない者であること。</p> <p>ウ 柔道整復師の養成に熱意及び能力を有する者であること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	資格証写し 原本確認要								
	<p>○「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えない。(指導要領5(1))</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>									
	<p>○「柔道整復師の教育又は養成に相当であると認められる者」として、以下のすべてに該当する者であるか。(指導要領5(1))</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>									
	<p>ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>									
	<p>イ 禁固以上の刑に処せられたことのない者であること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>									
	<p>ウ 柔道整復師の養成に熱意及び能力を有する者であること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>									
	<p>(2) 教員及び専任教員の数は不足していないか。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>									
	<p>○指定規則別表第1科目の欄に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有しているか。(指定規則第2条第5号)</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>									
	<p>○各科目を担当する教員は教育内容について以下の要件を満たす者であるか。(教員、担当科目ごとに確認すること。(指定規則第2条第6号、別表第2、指導要領5(2)、5(3)、5(5)))</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>									
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">基礎分野</td> <td> <p>教授するのに適当と認められる者</p> <p>教授するのに適当と認められる者とは、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 教職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者</p> <p>3 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した後、厚生労働大臣指定した教員講習会を終了した者(柔道整復術の適応以外の教育内容を教授する場合に限る)</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。)</p> <p>イ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>ウ 柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令(平成元年文部省・厚生省令第5号。以下「旧改正規則」という。)による改正前の指定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診療概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門基礎分野</td> <td> <p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p> </td> </tr> </table>	基礎分野		<p>教授するのに適当と認められる者</p> <p>教授するのに適当と認められる者とは、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者</p>	<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 教職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者</p> <p>3 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した後、厚生労働大臣指定した教員講習会を終了した者(柔道整復術の適応以外の教育内容を教授する場合に限る)</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。)</p> <p>イ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>ウ 柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令(平成元年文部省・厚生省令第5号。以下「旧改正規則」という。)による改正前の指定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診療概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>	専門基礎分野	<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>	<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>	<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>	<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
	基礎分野			<p>教授するのに適当と認められる者</p> <p>教授するのに適当と認められる者とは、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者</p>							
		<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 教職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者</p> <p>3 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した後、厚生労働大臣指定した教員講習会を終了した者(柔道整復術の適応以外の教育内容を教授する場合に限る)</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。)</p> <p>イ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>ウ 柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令(平成元年文部省・厚生省令第5号。以下「旧改正規則」という。)による改正前の指定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診療概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>									
	専門基礎分野	<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>									
		<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>									
		<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>									
<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>											
<p>○指定規則別表第2専門基礎分野の項第3号に掲げる者については、社会保障制度、人体の構造と機能(解剖学のうち運動器系の構造に関する事項及び運動学のうち運動器の機能に関する事項に限る)、疾病と障害(リハビリテーション医学のうち高齢者運動機能の維持・回復に関する事項に限る)及び保険医療福祉と柔道整復の理念(医学史、関係法規及び柔道に限る)のみ教授できること。(指導要領5(4))</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>										

柔道整復師養成施設自己点検表

自己点検		判定	確認書類																										
3 教員等に関する事項(つづき)	(3) 教員のうち6人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに1を加えた数)以上は、別表第2専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第2号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であること。 (指定規則第2条第7号) ○設置年度にあっては4人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人を増すごとに1を加えた数) ○設置の翌年度にあっては5人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人を増すごとに1を加えた数)		<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	教員一覧																									
	【※改正前認定学校養成施設においては、令和2年3月31日までの間は、従前の例による】(指定規則附則3号) (3) 教員のうち5人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに1を加えた数)以上は、別表第2専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第2号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であること。 (指定規則第2条第7号) ○設置年度にあっては3人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人を増すごとに1を加えた数) ○設置の翌年度にあっては4人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人を増すごとに1を加えた数)		<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	教員一覧																									
	(4) 教員は、1つの養成施設に限り専任教員となり、その養成施設における養成に従事する。(指導要領6(6)、6(7))		<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																										
	(5) 専任教員は、臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めている。(指導要領5(8))		<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																										
	(6) 専任教員のうち少なくとも2人は柔道整復師の教育に関し、5年以上の経験を有する者とする事。 (指導要領5(9))		<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																										
	(7) 柔道整復師である教員を2人以上専任としているか。(指導要領5(10))		<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																										
	(8) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準としているか。(指導要領5(11))		<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	時間割																									
	(9) 教員の出勤状況が確実に記録されているか。(指導要領5(12))		<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	出勤簿																									
	(10) 養成施設は、柔道整復を行う施術所、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理を行うため、専任教員のうち実習調整者1名以上配置しているか。(指導要領6(13))		<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																										
	4 教育に関する事項	(1) 教育の内容は以下の内容以上か。(指定規則第2条第3号及び別表第1、指導要領別表1)		<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	教育課程表 シラバス																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育内容</th> <th>単位数</th> <th>教育の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎分野</td> <td>14</td> <td>科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">専門基礎分野</td> <td>15</td> <td>人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力及び判断力を養う。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>適切な柔道整復術を行うため、柔道整復が適応されるか否かの判断能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門分野</td> <td>10</td> <td>柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>柔道整復術に必要な知識と技能を習得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>種々の外傷に必要な予防(高齢者、競技者等)と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる臨床的観察能力、分析力を養う。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者との適切な対応を学ぶ。また、施術者としての責任と自覚を学ぶ。</td> </tr> </tbody> </table>	教育内容	単位数	教育の目標	基礎分野	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。	専門基礎分野	15	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。	11	健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力及び判断力を養う。	2	適切な柔道整復術を行うため、柔道整復が適応されるか否かの判断能力を養う。	8	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。	1	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。	専門分野	10	柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。	17	柔道整復術に必要な知識と技能を習得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。	17	種々の外傷に必要な予防(高齢者、競技者等)と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる臨床的観察能力、分析力を養う。	4	柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者との適切な対応を学ぶ。また、施術者としての責任と自覚を学ぶ。		
教育内容	単位数	教育の目標																											
基礎分野	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。																											
専門基礎分野	15	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。																											
	11	健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力及び判断力を養う。																											
	2	適切な柔道整復術を行うため、柔道整復が適応されるか否かの判断能力を養う。																											
	8	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。																											
	1	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。																											
専門分野	10	柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。																											
	17	柔道整復術に必要な知識と技能を習得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。																											
	17	種々の外傷に必要な予防(高齢者、競技者等)と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる臨床的観察能力、分析力を養う。																											
	4	柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者との適切な対応を学ぶ。また、施術者としての責任と自覚を学ぶ。																											
○教育課程の編成は、99単位以上で2,750時間以上の講義、実習等を行うこと。 (指導要領7(4))		<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																											

柔道整備師養成施設自己点検表

自己点検			判定	確認書類																												
<p>〔※改正時に、必要な技術及び技能を習得中の者に係る教育の内容については、従前の例によることができる〕 (指定規則附則2号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>教育内容</th> <th>単位数</th> <th>教育の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎分野</td> <td>科学的思考の基盤人間と生活</td> <td>14</td> <td>科学的・理論的思考力を育て、人間性を高め、自由で主体的な判断力を培う内容とする。生命倫理、人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>人体の構造と機能</td> <td>13</td> <td>人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専門基礎分野</td> <td>疾病と傷害</td> <td>12</td> <td>健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を養う。</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉と柔道整備の理念</td> <td>7</td> <td>国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整備師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。 柔道により、柔道整備の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専門分野</td> <td>基礎柔道整備学</td> <td>9</td> <td>柔道整備の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整備の施術を行うことのできる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>臨床柔道整備学</td> <td>14</td> <td>柔道整備術に必要な知識と技能を修得し、問題解決能力を養う。柔道整備に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>柔道整備実技 (臨床実習を含む。)</td> <td>16</td> <td>種々の外傷に必要な予防と治療の技術を修得する。また、柔道整備に関しての社会的要請の多様化に対応できる技術を養う。 臨床的観察能力、分析力を養い、臨床における実践的能力を修得する。</td> </tr> </tbody> </table>						教育内容	単位数	教育の目標	基礎分野	科学的思考の基盤人間と生活	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を高め、自由で主体的な判断力を培う内容とする。生命倫理、人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。	人体の構造と機能	13	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。	専門基礎分野	疾病と傷害	12	健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を養う。	保健医療福祉と柔道整備の理念	7	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整備師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。 柔道により、柔道整備の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。	専門分野	基礎柔道整備学	9	柔道整備の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整備の施術を行うことのできる能力を養う。	臨床柔道整備学	14	柔道整備術に必要な知識と技能を修得し、問題解決能力を養う。柔道整備に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。	柔道整備実技 (臨床実習を含む。)	16	種々の外傷に必要な予防と治療の技術を修得する。また、柔道整備に関しての社会的要請の多様化に対応できる技術を養う。 臨床的観察能力、分析力を養い、臨床における実践的能力を修得する。
	教育内容	単位数	教育の目標																													
基礎分野	科学的思考の基盤人間と生活	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を高め、自由で主体的な判断力を培う内容とする。生命倫理、人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。																													
	人体の構造と機能	13	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。																													
専門基礎分野	疾病と傷害	12	健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を養う。																													
	保健医療福祉と柔道整備の理念	7	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整備師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。 柔道により、柔道整備の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。																													
専門分野	基礎柔道整備学	9	柔道整備の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整備の施術を行うことのできる能力を養う。																													
	臨床柔道整備学	14	柔道整備術に必要な知識と技能を修得し、問題解決能力を養う。柔道整備に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。																													
	柔道整備実技 (臨床実習を含む。)	16	種々の外傷に必要な予防と治療の技術を修得する。また、柔道整備に関しての社会的要請の多様化に対応できる技術を養う。 臨床的観察能力、分析力を養い、臨床における実践的能力を修得する。																													
(2)	1学級の定員が30人以下となっているか。(指定規則第2条第8号)	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	・ 出勤簿																												
(3)	実際の授業時間数が学則で定める時間数より少なくないか。 ○講義及び演習についてはおおむね15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。(指導要領7(2)) ○臨床実習については1単位45時間の実習とすること。(指導要領7(3))	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・ 出席簿 ・ 講義録																												
(4)	昼間の課程においては、授業は昼間行われているか。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行われているか。(指導要領7(5))	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	・ 時間割																												
(5)	夜間課程においては、夜間(午後6時以降)の授業の時間は1日に4時間以内であるか。(指導要領7(6)) 昼間授業は実習などやむを得ないと認められる場合に限り行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	・ 時間割																												
(6)	学則に定められていない臨時休校等が行われていない。(指導要領7(7))	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>																													
(7)	教員が欠席した場合には可能な限り振替授業を行う等、休講の時間が最小限にとどめられているか。(指導要領7(8))	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/>	・ 講義録																												
5	<p>実習に関する事項</p> <p>(1) 臨床実習は適切に行われているか。(指導要領8(1)~(5))</p> <p>①臨床実習施設として、附属の臨床実習施設又は施術所、また、必要に応じ医療機関等を確保すること。</p> <p>②附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導にあたり実習を行う施設をいう。</p> <p>③医療機関等とは、病院、診療所、スポーツ施設及び機能訓練指導員を配置する介護施設等の施設をいう。</p> <p>④臨床実習は、付属の臨床実習施設、施術所で実施することを基本とし、介護施設等は1単位を超えない。</p> <p>⑤施術所は、5年以上の開業実績等の指導要領8(5)に定める要件を満たしていること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・ 出勤簿 ・ 出席簿 ・ 講義録																												

柔道整備師養成施設自己点検表

自己点検		判定	確認書類
6	変更承認及び届出に関する事項 (1) 変更承認若しくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。(施行令第4条、指定規則第4条、指導要領10(4))	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	過去の申請書類
	①変更にあたり事前に承認が必要な事項 ○修業年限の変更 ○教育課程の変更 ○定員の変更 ○校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	過去の提出届書類
	②変更後1ヶ月以内届出が必要な事項 ○設置者の氏名及び住所 ○養成施設の名称、所在地 ○学則(修業年限、教育課程、入学定員の変更は事前に承認申請が必要)	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	③変更3ヶ月前に届出が必要な事項 ○入学料、授業料等生徒納付金の新設又は変更	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
(2) 入学料、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改訂した場合に、経理計画書を提出しているか。 (3カ月前まで)(指導要領10(4))	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	学則	
7	その他 (1) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	資産原簿
	(2) 会計帳簿等収支状態を明らかにする書類が整備されているか。(指導要領11(5))	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	出納簿
	(3) 養成所の経理が他と明確に区分されているか。(指導要領10(2))	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	予算決算書
	(4) 入学料、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないか。 (指導要領10(3))	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	学則 募集要項
	(5) 以下の表簿すべてが備えられ、学籍簿については20年間その他の表簿については5年間保存されているか。 (指導要領11)	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	組織図 運営全般
	①学則、日課表及び学校日誌	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	②職員の名簿、履歴書及び出勤簿	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	③学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	④入学者の選考及び在籍する者の成績考査に関する表簿	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	⑤資産原簿、出納簿及び予算決算に関する表簿	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
⑥器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
⑦往復文書処理簿	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
(6) 専任の事務職員を有しているか。(指導規則第2条第17号)	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
(7) 管理及び維持運営の方法が確実であるか。(指導規則第2条第18号)	<input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)			

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③小項目に1つでも「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。
なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日:令和 5年 7月 6日

設置者氏名: 理事長 豊田 雅孝

記載者氏名: 校長 青井 俊久